

あんしんYEN年金 シミュレーションシート

作成日 平成23年 3月16日



TOKIO MARINE
NICHIDO

～積立利率変動型個人年金保険～

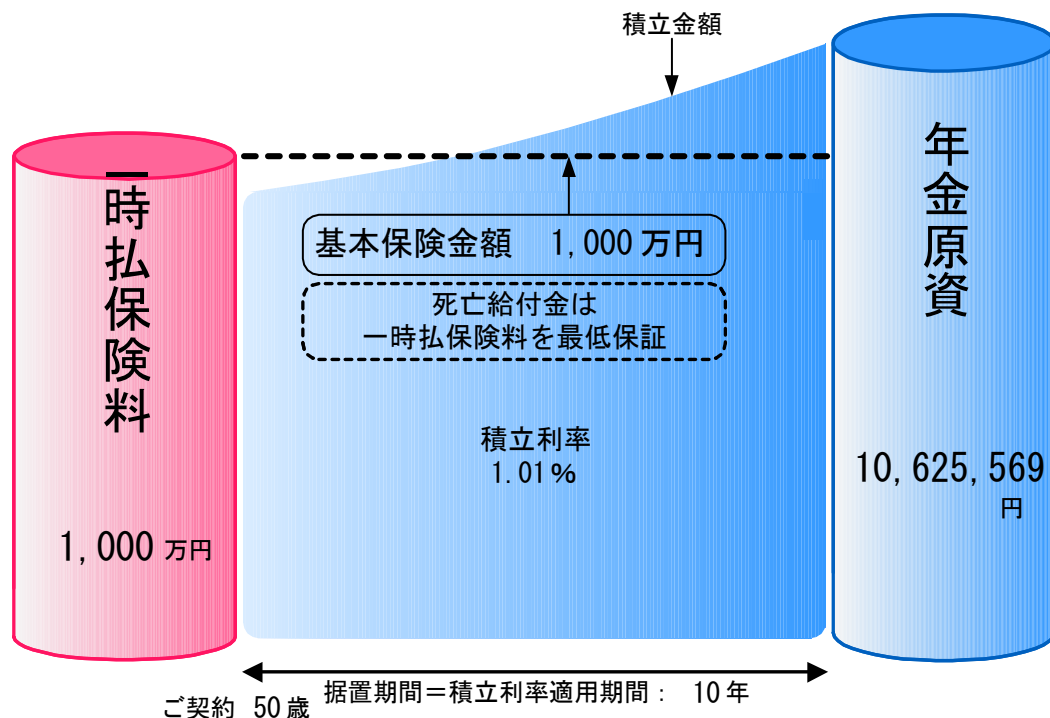
契約者氏名 あんしん 良子 様
被保険者氏名 あんしん 良子 様
被保険者年齢 50 歳

年金種類 10年確定年金
据置期間 10年

積立利率 1.01 %
一時払保険料 1,000 万円

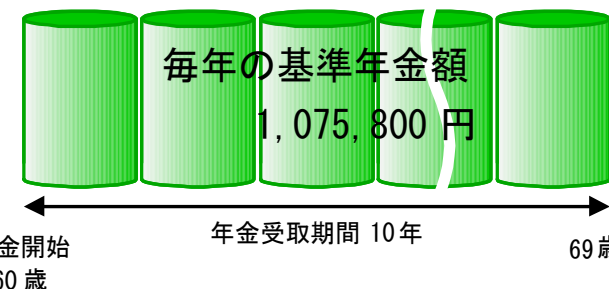
ご契約例：しくみ図

年金お受取開始時に次のいずれかの
パターンの選択が可能です。



<年金でお受取りの場合>

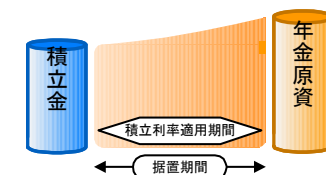
基準年金総額 10,758,000 円



<年金原資として一括でお受取りの場合>



<据置期間の延長も可能です>



※但し弊社規定により延長できない場合があります。

<ご注意>

- ご契約日に設定された積立利率は据置期間（＝積立利率適用期間）中は変更されません。
- 年金支払開始日の金利状況により実際にお受取りになる年金年額は基準年金額を上回ることがあります。
- 年金原資の金額は、一時払保険料、据置期間（積立利率適用期間）、積立利率が同条件の場合でも、年金種類によりその金額が異なりますのでご注意ください。

- 当シートは当該商品の『パンフレット』に付け加えて、おすすめするプランを記載したもので実際のご契約内容と異なる場合があります。ご検討の際には必ず当該商品の『パンフレット』『契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』をあわせてご覧ください。ご契約後の保障内容については『保険証券』に記載されているとおりとなりますのでご確認ください。
- この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり預金とは異なり、為替、市場金利の影響を受ける投資性商品（特定保険契約）です。ご提案に際し、お客さまの知識、経験、財産の状況ならびにその保険契約を締結する目的などについてお伺いさせていただきます。
- ご注意くださいこと（費用・リスクについて）のページも必ずご覧ください。

（引受保険会社）東京海上日動あんしん生命保険株式会社

あんしんYEN年金 シミュレーションシート

作成日 平成23年 3月16日



TOKIO MARINE
NICHIDO

～積立利率変動型個人年金保険～

契約者氏名 あんしん 良子 様
被保険者氏名 あんしん 良子 様
被保険者年齢 50 歳

年金種類 10年確定年金
据置期間 10年

積立利率 1.01 %
一時払保険料 1,000 万円

解約時シミュレーション

経過年数	解約返戻金の下限	金利変動幅が +0.50% の場合	金利変動幅が 0.00% の場合	金利変動幅が -0.50% の場合
1年	7,280,046 円	9,415,509 円	9,706,728 円	10,289,166 円
2年	7,647,755 円	9,510,610 円	9,804,734 円	10,294,976 円
3年	7,923,052 円	9,606,679 円	9,903,815 円	10,399,006 円
4年	8,203,083 円	9,803,765 円	10,003,864 円	10,403,954 円
5年	8,589,080 円	9,902,739 円	10,104,882 円	10,408,042 円
6年	8,879,976 円	10,002,788 円	10,206,868 円	10,513,148 円
7年	9,278,990 円	10,206,868 円	10,310,037 円	10,516,160 円
8年	9,685,105 円	10,310,037 円	10,414,174 円	10,622,449 円
9年	10,098,535 円	10,414,174 円	10,519,280 円	10,624,493 円
10年	10,519,280 円	10,625,569 円	10,625,569 円	10,625,569 円

<ご注意>

1. 解約返戻金は、解約時期や市場金利に応じて変動するため、一時払保険料を下回ることがあります。
2. 上記の解約返戻金は、契約応当日前日の数値を示しています。また、解約返戻金は、解約日から年金支払開始日までの期間と金利変動幅に応じて変動します。
3. 上記シミュレーションの「解約返戻金の下限」とは、金利変動幅が3.00%超の場合の解約返戻金であり、実際にお支払いする解約返戻金額はこれを下回ることはありません。
4. 金利変動幅とは、「解約日における残存積立利率適用期間に応じて弊社が定める金利」から「契約日（据置期間を延長した場合は、解約日の直前の積立利率変更日）における積立利率適用期間に応じて弊社が定める金利」を差引いた率です。
5. 解約返戻金は、一時払保険料、据置期間（積立利率適用期間）、積立利率が同条件の場合でも、年金種類によりその金額が異なりますのでご注意ください。

■ 当シートは当該商品の『パンフレット』に付け加えて、おすすめするプランを記載したもので実際のご契約内容と異なる場合があります。ご検討の際には必ず当該商品の『パンフレット』『契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をあわせてご覧ください。
ご契約後の保障内容については『保険証券』に記載されているとおりとなりますのでご確認ください。

(引受保険会社) 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

■ この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり預金とは異なり、為替、市場金利の影響を受ける投資性商品（特定保険契約）です。

ご提案に際し、お客さまの知識、経験、財産の状況ならびにその保険契約を締結する目的などについてお問い合わせさせていただきます。

■ ご注意いただきたいこと（費用・リスクについて）のページも必ずご覧ください。

！ご注意いただきたいこと

本シミュレーションは、当該商品の『パンフレット』に付け加えて、おすすめするプランを記載したものです。

ご検討の際には必ず当該商品の『パンフレット』『契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をあわせてご覧ください。

ご契約後の保障内容などについては、『保険証券』によりますのでご確認ください。

受取年金への課税：毎年お受取りになる年金は、雑所得として所得税・住民税の課税対象になります。

課税所得【その年の受取年金額－必要経費】が25万円以上の場合、その差引金額の10%を源泉徴収して弊社が国に納付いたします。
(所得税法207, 208, 209及び所得税法施行令326-4)

費用について

本商品は、ご契約者に以下の費用をご負担いただきます。

時期	種類	費用
ご契約時	契約時費用 (ご契約の締結に必要な費用)	据置期間により 8年 一時払保険料の3.72% 10年 一時払保険料の3.90%
年金お受取時※	年金管理費 (年金のお支払いのために 必要な事務管理費)	毎年お支払いする年金額の1%

※遺族年金支払特約(2006)により年金をお受取りになる場合も含みます(年金管理費は、将来変更することがあります)。

●保険期間中の費用

この保険の積立利率は、日本国債の複利利回りを指標金利とし、その指標金利から保険関係費率等を差引いた利率です。
なお、保険関係費率は、保険契約の維持および死亡給付金の最低保証に必要な費用をもとに定めています。

この保険にかかる、お客さまにご負担いただく費用の合計額は「契約時費用」「年金管理費」「保険期間中の費用」の合計額となります。

リスクについて

● この保険では、日本国債の複利利回りを指標金利としています。

● 解約による元本割れリスク

解約または基本保険金額の減額などをした場合に受取る解約返戻金額は、解約時期や指標金利に応じて変動するため、一時払保険料(＝基本保険金額)を下回り損失が生じるおそれがあります。

＜解約返戻金額が一時払保険料を下回るおそれがある理由＞

- ・この保険は、ご契約時にお申込みいただいた保険料の一部は契約時費用に充てられる仕組みとなっており、保険料全額が積立金に充当されません。
- ・この保険は、日本国債などの債券を主体として運用しており、解約返戻金はこの債券の価値をもとにお支払いします(なお、債券は市場金利が上昇した場合には価値が減少し、市場金利が低下した場合には価値が増大します。また、償還日までの期間によっても債券の価値は変動します)。
- ・したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

積立利率について

ご契約の際に適用される積立利率は、一時払保険料が弊社に着金した日(ご契約日)に設定されている積立利率となります。

積立利率は、月2回(1日と16日)設定されます。ご契約日に適用された積立利率(＝据置期間中の積立利率)は年金支払開始日(最初の積立利率変更日)の前日まで変更されることはありません。据置期間の延長(年金支払開始日の繰下げ)をする場合、延長された期間の積立利率は延長が行われる日に設定されている積立利率を適用します。

なお、積立利率は一時払保険料に対する運用利回りとは異なります。

クーリング・オフについて

この保険は、お申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。
お申込者またはご契約者は、クーリング・オフに関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり・約款」)が交付された日、またはご契約のお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。

預金との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

配当について

この保険に配当金はありません。

付加できる特約

遺族年金支払特約(2006)

被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金を一時金にかえて死亡給付金受取人に確定年金でお受取りいただける特約です。

指定代理請求特約について

被保険者である年金受取人が、病気やケガにより年金を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金の代理請求を行うことができます。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
弊社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客さまと弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。
なお、弊社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

積立利率の確認方法

積立利率は東京海上日動あんしん生命総合カスタマーセンターまでご確認ください。

年金のお受取について

年金支払開始日以後に、年金の一括払の請求(または被保険者の死亡による一括払の請求)をご選択になった場合、ご契約内容やご請求時期によっては、未請求の年金の合計額と、未払年金の現価を合計した金額が、年金原資より少ない金額になることがあります。

元本欠損が生じる場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

ご契約に際して

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

— 主な記載事項 —

- 保険の特長と仕組
- 年金・死亡給付金
- 契約者配当
- 解約返戻金
- 特約について
- クーリング・オフ
- 元本欠損が生じる場合
- 保険会社の責任開始期

など


東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061


URL:<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

総合カスタマーセンター

<商品についてのご案内>

 0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)